



2022年5月9日

各 位

会社名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者氏名 代表取締役社長 本間 洋
(コード：9613 東証プライム)
問合せ先 IR室長 遠藤 荘太
(TEL. 03-5546-8119)

**当社による NTT グループの海外事業の統合に係る日本電信電話株式会社との基本契約及び株主間契約の締結並びに
NTT 株式会社との吸収分割契約の締結、主要株主である筆頭株主の異動及び子会社の異動、並びに
当社の国内事業の会社分割による持株会社体制への移行及び国内事業分割準備会社の設立に関するお知らせ**

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTT データ」又は「当社」といいます。）は、NTT データグループの海外事業の更なる成長を企図して、本日付の取締役会において、NTT データグループの海外事業に日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます。）の完全子会社である NTT 株式会社（以下「NTT, Inc.」）といっています。）グループの海外事業を統合すること（以下「本海外事業統合」といいます。）を決議しましたので、お知らせいたします。

具体的には、NTT データは、本日付の取締役会において、基本契約書（以下「基本契約」といいます。）及び株主間契約（以下「株主間契約」といいます。）を NTT との間で締結すること、NTT データが営む海外事業を NTT, Inc.に承継した上で NTT, Inc.及びその子会社を NTT データの子会社とするための吸収分割契約（以下「本海外事業分割契約」といいます。）を、当該契約に基づく会社分割を「本海外事業分割」といいます。）を NTT, Inc.との間で締結すること、また、本海外事業統合の一環として、本海外事業分割の効力発生を条件として NTT が保有する NTT, Inc.株式の一部を取得すること（以下「本株式追加取得」といいます。）をそれぞれ決議し、本日付で基本契約、株主間契約及び本海外事業分割契約を締結いたしました。なお、本海外事業統合につきましては、本現物配当（以下に定義します。）及び本株式分割（以下に定義します。）の効力発生、並びに2022年6月に開催予定のNTTデータ定時株主総会において本海外事業分割契約が承認されること及び必要に応じ関係官庁の許認可等の取得を条件として、2022年10月1日の実施を予定しております。また、当社において、本海外事業分割は支配株主との取引等に該当するため、その決議にあたっては、利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得等の本海外事業分割の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しております。

また、本海外事業分割及び本株式追加取得に先立ち、NTT, Inc.は基本契約に基づき、NTT, Inc.の普通株式1株を49株とする株式の分割（以下「本株式分割」といいます。）を行うとともに、2022年10月1日を効力発生日として、その保有する当社普通株式760,000,000株（2021年9月30日現在の総議決権数に対する議決権割合54.2%）の全てをNTTに現物配当（以下「本現物配当」といいます。）する予定です。本現物配当によりNTT, Inc.は当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、新たにNTTが主要株主である筆頭株主に該当することとなる予定です。なお、当該親会社の異動の詳細については、本日付で当社が公表する「親会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。また、本海外事業分割に伴い、上記のとおり新たにNTT, Inc.及びその子会社が、当社の子会社に該当することとなる予定です。なお、本海外事業分割の効力発生日（2022年10月1日）までに、NTT データ及びNTT は、NTT, Inc.の商号について協議する予定です。

さらに、本海外事業分割に先立ち、NTT, Inc.は基本契約に基づき、本現物配当に加えて、NTT Limited（以下「NTT Ltd.」）といっています。）以外のNTT, Inc.が保有する子会社であるNTT Disruption Europe, S.L.U.（以下「Disruption」といいます。）の普通株式全て、NTT Global Sourcing, Inc.（以下「Global Sourcing」といいます。）の普通株式全て、NTT Venture Capital, L.P.（以下「Venture Capital」といいます。）の持分全てをNTTに移管する予定です。

そして、当社は、本日付の取締役会において、当社の完全子会社として分割準備会社（以下「国内事業分割準備会社」といいます。）を2022年10月1日（予定）付で設立し、2023年7月1日を目途に当社の国内事業について、国内事業分割準備会社への吸収分割（以下「本国内事業分割」といいます。）によって承継することにより、当社が、NTT, Inc.及び

国内事業分割準備会社の2社を子会社とする持株会社へ移行すること（以下「本持株会社化」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本国内事業分割は当社の完全子会社を承継会社とする会社分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

以上の本海外事業統合及び本持株会社化のスキーム図については、添付資料をご参照ください。

記

I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について

1. 取り組みの背景

社会を取り巻く環境は日々大きく変化しており、企業経営においても、新しい価値創造をはじめとした経済価値向上に加えて、社会課題の解決や地球環境への貢献等が求められています。また、テクノロジーの進化を背景に、企業活動から人々の消費・生活スタイルまで、社会トレンドが大きく変化しており、各業界において事業成長のためのデジタル関連の投資が加速しています。そうした背景の中、様々なモノや人がつながり、新たな価値提供を行う社会の実現に向けて動きはじめており、Edge to Cloud（注）といった Connectivity に関連した技術の重要性が高まっています。また、モノや人の行動などからセキュアに情報を収集し、それらを分析することによるデータドリブンな社会への期待も大きくなっています。

一方、IT マーケットを取り巻く競争環境についても変化してきており、様々なプレイヤーが社会・テクノロジーの変化に合わせてサービスラインアップを拡大してきました。

これまで NTT データは、国内での堅調な事業拡大に加えて、海外においては M&A を活用し事業規模を拡大してきました。特に、海外事業については、デジタル対応力の強化と収益性改善を目的とした事業構造改革に取り組むことにより、一定の成果が出てきています。

グローバルを展望した事業環境の変化を踏まえ、これからのお客さま事業の成長に貢献し、長きにわたり社会インフラを支える真の Trusted Global Innovator となるためには、NTT グループ連携を、もう一段加速し、更なる事業競争力の強化に取り組んでいく必要があると考えています。

（注）IoT 端末やスマートデバイス、その近くに設置されたサーバーでデータ処理・分析を行うエッジコンピューティングと、データを集中管理・処理するクラウドコンピューティングを組み合わせたアーキテクチャー

2. 取り組みの目的、狙い

このたび、NTT グループにおいて、NTT データ、NTT, Inc.及び NTT Ltd.のそれぞれが事業運営を行ってきたビジネスユーザ向け海外事業を統合し、グループ一体で事業展開していきます。

これまで当社は、深い顧客理解と高度な技術力による“つくる力”で、様々な企業システムや業界インフラを支えてきましたが、今回の統合により、NTT Ltd.のもつ“つなぐ力”と組み合わせることで提供価値を高めていきます。

具体的には、NTT データの持つコンサルティング、アプリケーション開発を主としたシステムインテグレーション力（つくる力）と、NTT Ltd.が得意とするデータセンター、ネットワーク、マネージドサービスを主とした Edge to Cloud のサービスオペレーション力（つなぐ力）を組み合わせ、IT と Connectivity を融合したサービスを Total で提供する企業へ進化していきます。Connectivity 領域を含むデジタルトランスフォーメーションに必要なサービスラインアップを一元的に整備し、複雑化・多様化するお客さまのニーズにグローバルレベルで対応していきます。

加えて、NTT グループの海外事業に関する人財を結集することで、海外各地域における事業特性やお客さま特性に合わせた迅速な意思決定を実現し、今後の事業成長を支える強固なグローバルガバナンス体制を構築していきます。

中長期的には、あらゆるモノがセキュアにつながる IT と Connectivity を融合した Edge から Cloud までを含む総合的なマネージドサービスの提供を通じて、企業・業界の枠を超えた新たな社会プラットフォームや革新的なサービスの創出に取り組んでいくとともに、NTT の IOWN 技術を活用した革新的なサービスをグローバルで展開し、サステナブルな未来のしくみを創造できる企業をめざしていきます。

本海外事業統合は、世界のお客さまに対する一元的な理解を促進させ、世界中のお客さまからより信頼されるブランドとなるとともに、事業競争力の強化による更なる成長と企業価値向上を実現するものと考えています。

3. 具体的な取り組みと本海外事業統合後のグループ・ストラクチャー

2022年10月1日より、本海外事業統合に伴いNTT, Inc.は海外事業会社としてNTTデータ55%、NTT45%の共同出資体制へと移行する予定です。共同出資とすることで、戦略面・実務面でのNTT連携を進め、海外事業の成長を実現していきます。

具体的には、統一した事業戦略のもと、インフラからアプリケーションまでのEnd to End（注）のサービスを提供していきます。NTTの研究開発の成果も活用し、Smart Worldや5G等の分野におけるビジネスを推進していくと同時に、中長期的には、IOWN構想を中核とした環境価値、社会価値も提供可能な高度なサービスの実現に向けて取り組んでいきます。

2023年7月には、本国内事業分割によりNTTデータの持株会社の傘下に国内事業会社、海外事業会社を配置する事業運営体制に移行する計画です。

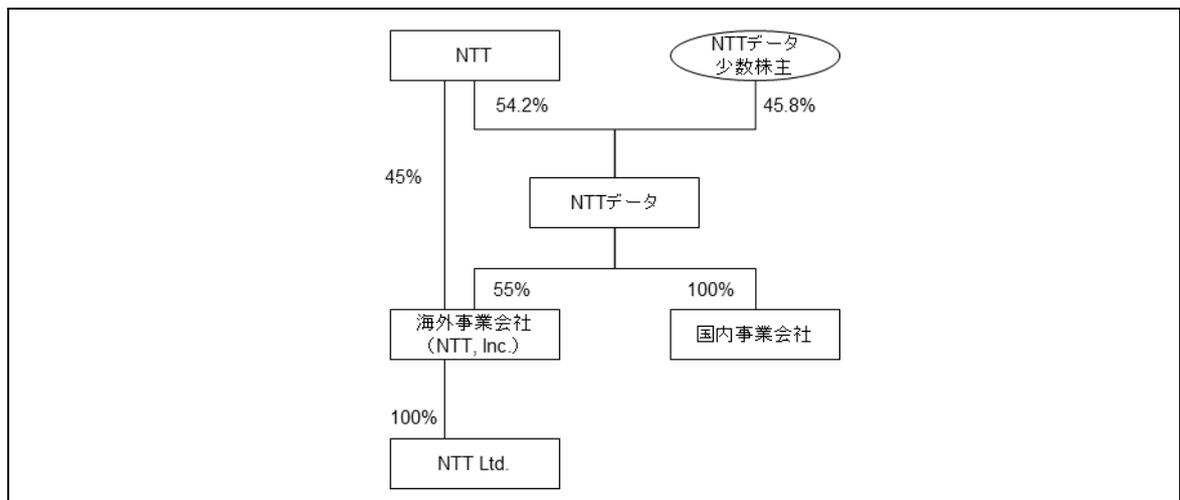
国内事業については、順調な事業成長により1.5兆円を超える事業規模になっており、また、多くのお客さまを抱えていることから、国内事業会社を中心に自律的な事業運営を推進していきます。

新たな事業運営体制により、外部環境の変化及び地域マーケットに応じた迅速な意思決定、機動性の向上、柔軟な制度設計等を通じて、より一層のガバナンス強化を進めていきます。持株会社はグループ全体最適の視点からの成長戦略の策定・遂行、経営管理等に特化し、グループ全体の企業価値向上に努めていきます。

NTTデータとNTTの本海外事業統合後のNTT, Inc.株式保有比率については、一層の成長・発展が期待される海外事業からの利益をより多く取り込むことが当社株式価値の向上に資することを踏まえ、NTT, Inc.株式の追加取得（本株式追加取得）を行うこととしました。NTTの保有するNTT, Inc.株式の4%相当を総額1,120億円にて追加取得し、その結果、前述のとおりNTTデータの保有比率を55%、NTTの保有比率を45%とすることでNTTと合意に至っています。

なお、下記参考図は、本海外事業統合に加え、本国内事業分割による本持株会社化後のグループ・ストラクチャーを示しております。本持株会社化の詳細については、下記「IV. 持株会社体制への移行について」をご参照ください。なお、市場買付けによりNTTデータ株式を追加取得するとの意向の表明をNTTから受けておりますが、下記参考図には考慮しておりません。

<参考図>



（注）アプリケーション開発から、ネットワーク・ITインフラの構築、システム運用まで、ITシステムに必要なサービスをTotalで提供すること

4. 本海外事業分割の要旨

（1）本海外事業統合及び本海外事業分割の日程

基本契約、株主間契約及び本海外事業分割契約締結並びに本株式追加取得の承認に係る取締役会決議	2022年5月9日
---	-----------

基本契約締結	2022年5月9日
株主間契約締結	2022年5月9日
本海外事業分割契約締結	2022年5月9日
本海外事業分割契約の承認に係る株主総会決議	2022年6月16日（予定）
本現物配当の効力発生	2022年10月1日（予定）
本海外事業分割の効力発生	2022年10月1日（予定）
本株式追加取得の実行	2022年10月1日（予定）

上記の日程は、許認可等の取得その他の理由により今後変更される可能性があります。

(2) 本海外事業分割の方式

当社が営む海外事業について、当社を吸収分割会社とし、NTT, Inc.を吸収分割承継会社とする吸収分割であります。

(3) 本海外事業分割に係る割当ての内容

NTT, Inc.は、本海外事業分割の対価として、普通株式3,315株を発行し、当該NTT, Inc.株式を当社に割当交付する予定であります。その結果、本海外事業分割の効力発生日における本海外事業分割後のNTT, Inc.株式の保有比率は、当社が51%（保有株式数3,315株）、NTTが49%（保有株式数3,185株）となります。なお、本海外事業分割の効力発生を条件として、当該効力発生日付で、当社は、NTTの保有するNTT, Inc.の普通株式260株（同日における発行済株式総数の4%に相当）を総額1,120億円にて追加取得（本株式追加取得）する予定であります。その結果、NTT, Inc.株式の保有比率は、当社が55%（保有株式数3,575株）、NTTが45%（保有株式数2,925株）となります。

(注) NTT, Inc.は、本海外事業分割に先立ち本株式分割を予定しており、上記NTT, Inc.株式の保有比率及び保有株式数は、本株式分割後の数値を基準に算出しております。

(4) 本海外事業分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(5) 本海外事業分割により増減する資本金

本海外事業分割に際し、当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

当社が海外事業に関して有する権利義務のうち、本海外事業分割契約において規定するものを当社からNTT, Inc.が承継いたします。

(7) 債務の履行の見込み

本海外事業分割の効力発生日以降において、NTT, Inc.が履行すべき債務について、その履行の見込みに問題がないものと判断しております。

5. 本海外事業分割に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びNTTは、2021年4月頃、本海外事業統合の検討を開始いたしました。なお、当該検討に際しては、下記「(4) 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本海外事業分割における割当ての公正性を担保するため、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「MUMSS」といいます。）を第三者算定機関として、また、長島・大野・常松法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

当社は、MUMSSに対し、本海外事業分割における割当株式数に関する算定を依頼し、MUMSSによる算定結果、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつデューディリジェンスの結果等を踏まえて、当社及びNTT, Inc.

それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社及びNTTの間で本海外事業分割における割当の公正性について慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。

そして、当社においては、下記「(2) 算定に関する事項」の「②算定の概要」に記載する第三者算定機関であるMUMSSによる株式割当比率の分析、並びに、下記「(5) 利益相反を回避するための措置」の「①当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、NTT及びNTT, Inc.と利害関係を有しない当社の監査等委員でない社外取締役であり、かつ、独立役員である平野英治氏、藤井真理子氏及び池史彦氏の3名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）から2022年5月6日付で受領した答申書の内容を踏まえ、最終的に上記「4. 本海外事業分割の要旨」の「(3) 本海外事業分割に係る割当ての内容」記載のNTT, Inc.株式3,315株（株式割当比率1.04に相当）を対価とする本海外事業分割を含む本海外事業統合を行うことが妥当であるとの判断に至りました。

上記のとおり、当社は、第三者算定機関による算定結果、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつデューデリジェンスの結果等を踏まえて、当社及びNTT, Inc.それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、本特別委員会から取得した答申書等も踏まえた上で、当社及びNTTは本日開催された取締役会において、本海外事業分割を含む本海外事業統合を決議し、合意いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社、NTT, Inc.及びNTTとの関係

当社の第三者算定機関であるMUMSS及び本特別委員会が独自に選任した第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）は、いずれも、当社、NTT, Inc.及びNTTの関連当事者には該当せず、本海外事業分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

(MUMSS)

MUMSSは、NTTデータ海外事業分割対象資産及びNTT, Inc.について、共に比較可能な上場類似企業が存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）を行い、これらの分析結果を総合的に勘案して株式割当比率の分析を行っております。

株式割当比率の分析においては、NTTデータ及びNTT, Inc.の経営陣により提示された両社のスタンド・アロンベースの（本海外事業統合による影響を加味していない）財務予測及びNTTデータによる合理的な調整を加えた財務予測を算定の基礎といたしました。

類似企業比較分析では、NTTデータ海外事業分割対象資産及びNTT, Inc.について、比較的類似する事業を手掛ける上場企業を選定し、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いてNTTデータ海外事業分割対象資産及びNTT, Inc.の価値評価をしております。

DCF分析については、NTTデータ海外事業分割対象資産及びNTT, Inc.の直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した2022年3月期以降の両社の将来の収益予想に基づき、両社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、NTTデータ海外事業分割対象資産及びNTT, Inc.の価値評価をしております。

MUMSSによる株式割当比率の算定結果の概要は、以下のとおりです（以下の株式割当比率の評価レンジは、NTTデータ海外事業分割対象資産の対価としてNTTデータへ交付するNTT, Inc.の株式の割当比率の評価レンジに記載したものです。）。

採用手法	株式割当比率の算定レンジ
類似企業比較分析	0.67~1.15
DCF分析	0.79~1.35

MUMSSはNTTデータの取締役会に対し、2022年5月2日付にて、分析の概要を提供しております。なお、MUMSSは、株式割当比率が効力発生日時点におけるNTTデータ普通株式の株主にとって財務的見地から

妥当である旨の意見書を、NTT データ取締役会に対して提供しておりません。

(注) MUMSS は、NTT データ海外事業分割対象資産及び NTT, Inc.の株式割当比率の分析に際し、NTT データ及び NTT, Inc.から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、NTT データ海外事業分割対象資産及び NTT, Inc.の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて NTT, Inc.の財務予測に関する情報については、NTT, Inc.の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(山田コンサル)

山田コンサルは、NTT データ海外事業分割対象資産及び NTT, Inc.株式の価値算定について、複数の算定手法の中から採用すべき算定手法を検討の上、共に継続事業、企業であるとの前提の下、NTT データ海外事業分割対象資産及び NTT, Inc.共に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して、株式割当比率の算定を行っております。

株式割当比率の算定においては、NTT データ及び NTT, Inc.より提示された NTT データ海外事業分割対象資産及び NTT, Inc.のスタンド・アローンベースの（本海外事業統合による影響を加味していない）財務予測及び NTT データによる合理的な調整を加えた財務予測を算定の基礎といたしました。

山田コンサルによる株式割当比率の算定結果は以下のとおりです（以下の株式割当比率の評価レンジは、NTT データ海外事業分割対象資産の対価として NTT データへ交付する NTT, Inc.株式の割当比率の評価レンジを記載したものです）。

採用手法	株式割当比率の算定レンジ
類似会社比較法	0.80~1.51
DCF 法	0.78~1.70

類似会社比較法では、NTT データ海外事業分割対象資産及び NTT, Inc.について、比較的類似する事業を営む上場会社を選定し、収益性を示す財務指標の比較を行い、企業価値に対する EBITDA の倍率を用いて NTT データ海外事業分割対象資産及び NTT, Inc.株式の価値算定をしております。

DCF 法では、NTT データ海外事業分割対象資産及び NTT, Inc.の財務予測に基づく収益予想や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2022 年 3 月期第 2 四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、一定の割引率で現在価値に割り引いて、NTT データ海外事業分割対象資産及び NTT, Inc.株式の価値算定をしております。

山田コンサルは、株式割当比率の算定に際して、NTT データ海外事業分割対象資産及び NTT, Inc.の財務予測はそれぞれの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、NTT データによる合理的な調整を加えた NTT, Inc.の財務予測に関しても、NTT データによる現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に再評価されたものであることを前提としております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社は、本海外事業分割により上場廃止となる見込みはありません。

(4) 公正性を担保するための措置

NTT 及び NTT, Inc.は当社の現在の親会社であり、また、本海外事業分割に先立ち行われる本現物配当により、NTT, Inc.は当社の親会社に該当しないこととなり、新たに NTT が当社の直接の親会社に該当することとなる結果、当社と NTT, Inc.は同一の直接の親会社を有することになることから、当社において、本海外事業分割は支配株主との取引等に該当するため、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり、本海外事業分割の公正性を担保

するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本海外事業分割における割当の公正性を担保するため、MUMSS を第三者算定機関として選定し、本海外事業分割における割当株式数に関する算定を依頼し、株式割当比率算定書を取得いたしました。当該算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」の「②算定の概要」をご参照ください。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は長島・大野・常松法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所を本海外事業分割に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、本海外事業分割に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、長島・大野・常松法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所は、当社、NTT, Inc.及びNTT との間で重要な利害関係を有しておりません。

③ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本特別委員会は、本諮問事項（下記（5）で定義します。）を検討し、本海外事業分割における割当の公正性を担保するため、山田コンサルを本特別委員会の独自の第三者算定機関として選定し、山田コンサルに対して、本海外事業分割における割当株式数に関する算定を依頼し、株式割当比率算定書を取得いたしました。当該算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」の「②算定の概要」をご参照ください。

また、本特別委員会は、2022年5月2日付で、山田コンサルから、本海外事業分割の対価（以下「本海外事業分割対価」といいます。）及び本株式追加取得に係る取得価格（以下「本株式追加取得価格」といいます。）がNTT データの株主（NTT, Inc.及びNTT を除きます。）にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）も取得しております（注）。なお、本フェアネス・オピニオンは、山田コンサルが、NTT データ及びNTT, Inc.それぞれから、NTT データ海外事業分割対象資産及びNTT, Inc.それぞれに関する事業の現状、事業見通し等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施したNTT データ海外事業分割対象資産及びNTT, Inc.株式の価値算定結果に加えて、本特別委員会との質疑応答、山田コンサルが必要と認めた範囲内のNTT データ海外事業分割対象資産及びNTT, Inc.の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びに山田コンサルにおけるエンゲージメントチームとは独立したコミッティにおける本フェアネス・オピニオンに対する検証を経て発行されております。

（注）山田コンサルは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる株式割当比率の算定を行うに際して、NTT データ及びNTT, Inc.から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、また、分析に重大な影響を与える可能性がある事実で未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、NTT データとその関係会社、NTT, Inc.とその関係会社の資産及び負債（簿外資産、負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定は行っており、その他検討の基礎とする情報について一定の制約のもと分析を行っております。

山田コンサルが本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いたNTT データ海外事業分割対象資産及びNTT, Inc.の財務予測は、それぞれの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、NTT データによる合理的な調整を加えたNTT, Inc.の財務予測に関しても、NTT データが現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に再評価されたものであることを前提としております。また、山田コンサルはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

本フェアネス・オピニオンは、一定の前提条件等を所与として、中立的第三者の立場で意見を表明したものであり、法律上や税務上などいかなる取扱をも保証するものではありません。

本フェアネス・オピニオンは、本海外事業分割対価及び本株式追加取得価格がNTT データの株主（NTT, Inc.及びNTT を除きます。）にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本

市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までに山田コンサルが入手している情報に基づいてその作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化により本フェアネス・オピニオンの内容が影響を受けることがあります。山田コンサルは、そのような場合であっても本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。

本フェアネス・オピニオンは、本海外事業分割対価及び本株式追加取得価格がNTTデータの株主（NTT, Inc.及びNTTを除きます。）にとって財務的見地から不利益なものではなく公正なものであることについて意見表明するとともに、本海外事業統合の実行の是非及び本海外事業統合に関するいかなる行動も推奨するものではなく、NTTデータ普通株式の株主（NTT, Inc.及びNTTを除きます。）以外のいかなる種類のNTTデータの有価証券の所有者、債権者その他の有権者にとって公正であるか、またこれらの者につきその他考慮すべき点について、山田コンサルは本特別委員会より意見を述べることを求められておらず、また、本フェアネス・オピニオンによりこれを表明するものではありません。また山田コンサルは、本海外事業分割及び本株式追加取得その他代替取引に関し、第三者を勧誘する権限を付与されていないことを認識しており、また勧誘を行っておりません。加えて山田コンサルは、その他代替取引と本海外事業分割及び本株式追加取得の相対的な利点についての意見又は見解も表明するものではありません。

（5）利益相反を回避するための措置

上記「（4）公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社において、本海外事業分割は支配株主との取引等に該当し、当社とNTT及びNTT, Inc.の間で利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

① 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社の取締役会は、本海外事業分割及び本株式追加取得の是非を審議及び決議するに先立って、本海外事業分割及び本株式追加取得に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、本海外事業分割及び本株式追加取得の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本海外事業分割及び本株式追加取得を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、本特別委員会を2021年9月22日に設置し、本特別委員会に対し、(a)本海外事業分割及び本株式追加取得が、当社の企業価値の向上に資するものとして正当であるか否かについて検討・判断すること、(b)当社の少数株主の利益の保護の観点から、本海外事業分割及び本株式追加取得について、取引条件の妥当性及び交渉過程等の手続の公正性が確保されているか否か、検討・判断すること、(c)当社取締役会における本海外事業分割及び本株式追加取得についての決定が、当社の少数株主にとって不利益を生じさせるものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べること、及び(d)上記(a)から(c)を踏まえて、当社取締役会が本海外事業分割及び本株式追加取得の実行を決定すべきか否かを検討し、当社の取締役会に勧告を行うこと（以下「本諮問事項」といいます。）について、諮問いたしました。当社は当初から平野英治氏、藤井眞理子氏及び池史彦氏の3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。本特別委員会は、委員間の互選により、本特別委員会の委員長として、平野英治氏を選定しております。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず固定額の報酬を支払うものとしております。

なお、当社は、当社取締役会における本海外事業分割及び本株式追加取得に関する意思決定については、本特別委員会の意見を最大限尊重して行うものとし、本特別委員会が本海外事業分割及び本株式追加取得の条件を妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は本海外事業分割及び本株式追加取得の実施を決定しないものとするを併せて決議しております。また、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(a)本特別委員会が独自のアドバイザーを選任することができるものとし、その場合の当該アドバイザーに係る合理的な費用は当社が負担するものとする権限を与えること並びに(b)本海外事業分割及び本株式追加取得に係る交渉は当社取締役会が行うが、当社取締役会は、本特別委員会に適時に交渉状況の報告を行うとともに、重要な局面で本特別委員会の意見を聴取し、本特別委員会からの要請を勘案して交渉を行うなど、本特別委員会に対し、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保することを決定しております。

本特別委員会は2021年9月22日から2022年5月2日までに、合計20回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるMUMSS並びに当社のリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しました。また特別委員会は、下記「②当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含みます。）全員の承認」に記載の当社における検討体制について、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしております。さらに、本特別委員会は、複数のリーガル・アドバイザー並びに第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性・実績等を検討の上、当社、NTT, Inc.及びNTTから独立した独自のリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、当社、NTT, Inc.及びNTTから独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを、それぞれ選定しました。

その上で、本特別委員会は、当社及びNTT, Inc.に対する、本海外事業分割及び本株式追加取得の目的・理由、本海外事業分割及び本株式追加取得実行後の経営方針等に関する事項のヒアリングを実施しました。また、本特別委員会は、当社の役員に対する、当社をめぐるグローバルな事業環境の変化、及び当社がグローバルな事業競争力を強化する上での経営課題、MUMSS及び山田コンサルが株式割当比率の算定の前提とした当社海外事業及び当社による合理的な調整を加えたNTT, Inc.の事業計画の内容、並びに当社のNTTに対する提案内容等に関する事項のヒアリングを行ったほか、当社が行ったNTT, Inc.の財務・税務・法務・ビジネスに関するデューディリジェンスの結果に関するヒアリングを実施しました。なお、本特別委員会は、当社海外事業の事業計画の作成過程及び内容について、当社から説明を受けるとともに、質疑応答を踏まえて慎重に審議を行い、委員の全員一致をもって事業計画に合理性が認められることを確認しております。

さらに、上記「(2) 算定に関する事項」の「②算定の概要」及び上記「(4) 公正性を担保するための措置」の「③特別委員会における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、MUMSS及び山田コンサルは、株式割当比率の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、MUMSS及び山田コンサルから、それぞれが実施した株式割当比率の算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。また、上記「(4) 公正性を担保するための措置」の「③特別委員会における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、本特別委員会は、2022年5月2日付で、山田コンサルから本フェアネス・オピニオンの提出を受けておりますが、その際、本特別委員会は、山田コンサルから、本フェアネス・オピニオンの内容及び重要な前提条件について説明を受け、これを確認しております。

このほか、本特別委員会は、当社とNTTとの間における本海外事業分割及び本株式追加取得に係る協議・交渉について、事前にその方針を確認し、当社からその経緯及び内容等につき都度報告を受けた上で、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等の方法により、交渉過程に関与しております。

本特別委員会は、このような経緯のもと、上記の各説明、アドバイザーからの助言、算定結果（本フェアネス・オピニオンを含みます。）その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、本海外事業分割及び本株式追加取得は、当社の少数株主にとって不利益を生じさせるものであるとはいえない旨の答申書を、2022年5月6日付で、当社の取締役会に対して提出しております。なお、当該答申書の概要については、下記「11. 支配株主との取引等に関する事項」をご参照ください。

② 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含みます。）全員の承認

本日開催した当社の取締役会においては、有本武司氏を除く当社の取締役（監査等委員を含みます。）の全員が出席し、全員一致で、本海外事業分割を含む本海外事業統合に関する審議及び決議を行いました。なお、当社の取締役のうち、NTTの従業員を兼務する有本武司氏は、本海外事業統合に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本海外事業統合に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記当社取締役会における本海外事業統合に関する審議には参加しておりません。

6. 本海外事業分割の当事会社の概要

	吸収分割会社	吸収分割承継会社																						
(1) 名 称	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	NTT 株式会社																						
(2) 所 在 地	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号																						
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 本間 洋	代表取締役社長 澤田 純																						
(4) 事 業 内 容	コンサルティング、統合 IT ソリューション、システム・ソフトウェア開発、メンテナンス・サポート等	NTT グループにおけるグローバル事業のガバナンス及び戦略策定、施策推進等																						
(5) 資 本 金	142,520 百万円 (2021 年 12 月 31 日現在)	340,050 百万円 (2022 年 3 月 31 日現在)																						
(6) 設 立 年 月 日	1988 年 5 月 23 日	2006 年 7 月 5 日																						
(7) 発 行 済 株 式 数 (2021 年 12 月 31 日 現 在)	1,402,500,000 株	65 株																						
(8) 決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日																						
(9) 従 業 員 数	(単体) 12,477 名 (連結) 149,124 名 (2021 年 12 月 31 日現在)	(NTT, Inc.単体) 37 名 (NTT Ltd.連結) 36,300 名 (2021 年 12 月 31 日現在)																						
(10) 主 要 取 引 先	国内外の民間企業、官公庁	NTT グループ会社各社																						
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行	株式会社みずほ銀行																						
(12)	<table border="1"> <tr> <td>NTT 株式会社</td> <td>54.19%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)</td> <td>11.97%</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本カストディ銀行 (信託口)</td> <td>5.15%</td> </tr> <tr> <td>JP MORGAN CHASE BANK 385635(常任代理人 株式会社 みずほ銀行)</td> <td>1.30%</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)</td> <td>1.10%</td> </tr> <tr> <td>NTT データ社員持株会</td> <td>1.02%</td> </tr> <tr> <td>STATE STREET BANK WEST CLIENT TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行)</td> <td>0.81%</td> </tr> <tr> <td>JP MORGAN CHASE BANK 380072(常任代理人 株式会社 みずほ銀行)</td> <td>0.68%</td> </tr> <tr> <td>STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行)</td> <td>0.60%</td> </tr> <tr> <td>JP MORGAN CHASE BANK 385781(常任代理人 株式会社 みずほ銀行)</td> <td>0.58%</td> </tr> </table>	NTT 株式会社	54.19%	日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	11.97%	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5.15%	JP MORGAN CHASE BANK 385635(常任代理人 株式会社 みずほ銀行)	1.30%	株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	1.10%	NTT データ社員持株会	1.02%	STATE STREET BANK WEST CLIENT TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行)	0.81%	JP MORGAN CHASE BANK 380072(常任代理人 株式会社 みずほ銀行)	0.68%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行)	0.60%	JP MORGAN CHASE BANK 385781(常任代理人 株式会社 みずほ銀行)	0.58%	<table border="1"> <tr> <td>日本電信電話株式会社</td> <td>100%</td> </tr> </table>	日本電信電話株式会社	100%
NTT 株式会社	54.19%																							
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	11.97%																							
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5.15%																							
JP MORGAN CHASE BANK 385635(常任代理人 株式会社 みずほ銀行)	1.30%																							
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	1.10%																							
NTT データ社員持株会	1.02%																							
STATE STREET BANK WEST CLIENT TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行)	0.81%																							
JP MORGAN CHASE BANK 380072(常任代理人 株式会社 みずほ銀行)	0.68%																							
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行)	0.60%																							
JP MORGAN CHASE BANK 385781(常任代理人 株式会社 みずほ銀行)	0.58%																							
日本電信電話株式会社	100%																							
大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2021 年 9 月 30 日 現 在)																								
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係																								
資 本 関 係	本日現在において、NTT, Inc.は、当社普通株式 760,000,000 株 (2021 年 9 月 30 日現在の総議																							

	決権数に対する議決権割合 54.2%) を保有しております。なお、本現物配当により NTT, Inc. は保有する当社普通株式の全てを NTT に交付するとともに、当社は本海外事業分割の対価及び本株式追加取得の対象として NTT, Inc. の普通株式を合計 3,575 株取得する予定であります。					
人 的 関 係	NTT, Inc. の取締役 1 名が当社の取締役を兼任しております。					
取 引 関 係	コンサルティング、システム・ソフトウェア開発、メンテナンス・サポート等の業務委託等の取引を行っております。					
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	本日現在において、NTT, Inc. は当社の親会社に該当するため、当社及び NTT, Inc. は相互に関連当事者に該当します。なお、本現物配当により NTT, Inc. は当社の親会社に該当しなくなるとともに、本海外事業分割の結果、NTT, Inc. は当社の子会社に該当することとなり、本海外事業分割後も、当社と NTT, Inc. は相互に関連当事者に該当します。					
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万円。特記しているものを除く。)					
決算期	NTT データ (連結) (IFRS)			NTT, Inc. (単体) (日本基準) / NTT Ltd. (連結) (IFRS)		
	2019 年 3 月期	2020 年 3 月期	2021 年 3 月期	2019 年 3 月期	2020 年 3 月期	2021 年 3 月期
当社株主に帰属する持分 又は純資産額	925,667	939,683	1,072,899	1,116,603 (-)	1,482,629 (-)	1,540,730 (786,300)
資産合計又は総資産額	2,476,062	2,686,008	2,897,015	1,117,302 (-)	1,483,427 (-)	1,541,830 (2,029,483)
1 株当たり当社株主に 帰属する持分又は 1 株 当たり純資産額 (NTT データ分の単位: 円)	660.01	670.01	764.99	17,723 (-)	23,166 (-)	23,703 (88)
売 上 高	2,163,625	2,266,808	2,318,658	175 (-)	99,465 (897,687)	154,217 (1,058,832)
営 業 利 益	147,716	130,937	139,173	△171 (-)	94,857 (△21,446)	151,586 (9,226)
税引前利益又は経常利益	146,914	120,155	130,452	△418 (-)	93,782 (△31,563)	150,884 (△2,352)
当社株主に帰属する 当期利益又は親会社に帰 属する当期純利益	93,616	75,148	76,843	△32,864 (-)	104,144 (△33,971)	150,171 (△13,589)
基本的 1 株当たり 当期純利益又は 1 株当たり当期純利益 (NTT データ分の単位: 円)	66.75	53.58	54.79	△534 (-)	1,640 (△4)	2,328 (△2)
1 株当たり配当金 (NTT データ分の単位: 円)	17.00	18.00	18.00	0 *普通配当: 0 特別配当: 0	2,322 *普通配当: 1,627 特別配当: 695	2,310 *普通配当: 2,310 特別配当: 0

- (注) 1. NTT, Inc. は、2022 年 1 月に資本金・資本剰余金からその他資本剰余金への振替を実施しておりますので、NTT, Inc. の資本金は 2022 年 3 月 31 日現在の数値を記載しております。
2. 持株比率については、自己株式を除く発行済株式総数に基づき計算しております。
3. NTT, Inc. は連結経営指標を作成していないため、上表では個別経営指標を記載し、括弧書きにて本海外事業分割の効力発生日 (2022 年 10 月 1 日) の本海外事業分割の実施直前において NTT, Inc. の唯一の直接の子会社となる NTT Ltd. の連結経営指標を記載しております。当該連結経営指標は、NTT Ltd. 及びその子会社の内部取引相殺消去等実施後の社内管理数値であり、非監査の参考値です (本件取引によって NTT デー

タ傘下とならない会社の財務数値も一部含まれた参考値になります。)。また、NTT Ltd.は2019年7月に設立されたため、2019年3月期の数値は存在していません。また、グループでの連結単位での数値管理が始まったのが2020年度期中のため、2020年3月期の貸借対照表に係る数値は存在していません。NTT, Inc.の1株当たり配当金の金額は各期のNTT, Inc.定時株主総会及び臨時株主総会において決議した配当金に基づき記載しております。

7. 分割する事業の概要

(1) 分割する部門の事業内容

NTT データグループが営む海外事業に係る戦略策定、経営管理及びガバナンス管理等

(2) 分割する部門の経営成績

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
連結売上高	909,388百万円	936,048百万円	939,041百万円
連結営業利益	13,389百万円	△11,571百万円	△22,902百万円

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価格(2021年3月31日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	448,749百万円	流動負債	288,911百万円
固定資産	790,022百万円	固定負債	204,900百万円
合計	1,238,771百万円	合計	493,811百万円

(注) 分割する部門の経営成績及び分割する資産、負債の各項目の金額は、一定の仮定に基づき算出した社内管理数値であり、非監査の参考値です。分割する資産、負債の各項目と金額は、2021年3月31日現在の貸借対照表を基礎としているため、実際に分割する金額(上記金額に本海外事業分割の効力発生日までの増減を加除した金額)とは異なります。

8. 本海外事業分割後の状況

(1) 本海外事業分割後の分割会社の状況

本海外事業分割後の当社の商号、所在地、代表者の役職・氏名、資本金、決算期について、変更はありません。

(2) 本海外事業分割後の承継会社の状況

(1) 名称	NTT 株式会社 本海外事業分割の効力発生日(2022年10月1日)までにNTT データ及びNTT はNTT 株式会社の商号について協議する予定です。
(2) 所在地	現時点では確定していません。
(3) 代表者の役職・氏名	NTT データ及びNTT で協議の上で代表取締役社長を決定する予定です。
(4) 事業内容	NTT データグループにおけるグローバル事業のガバナンス及び戦略策定、施策推進等
(5) 資本金	現時点では確定していません。
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	現時点では確定していません。
(8) 総資産	現時点では確定していません。

9. 会計処理の概要

本海外事業分割は、当社グループの会計方針に基づき共通支配下の取引等に該当し、本取引の実施後、連結財務諸表に関連する会計基準で要求される支配要件を満たすことから、NTT, Inc.は当社の子会社となり連結財務諸表に含める予定です。

10. 今後の見通し

本件による2023年3月期以降の業績に与える影響につきましては現在精査中であり、本件に関して新たに開示の必要性が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

11. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

上記「5. 本海外事業分割に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置」に記載したとおり、本海外事業分割は、当社において支配株主との取引等に該当します。当社が、2021年12月24日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

本海外事業分割契約は、本日開催した当社取締役会において、有本武司氏を除く当社の取締役（監査等委員を含みます。）の全員が出席し、全員一致で、本海外事業分割を含む本海外事業統合に関する審議及び決議を行いました。なお、当社の取締役のうち、NTTの従業員を兼務する有本武司氏は、本海外事業統合に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本海外事業統合に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記当社取締役会における本海外事業統合に関する審議には参加しておりません。

なお、2021年12月24日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との関係については、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、当該会社との間の取引等について、法令に従い適切に行うこと等を基本方針としています。なお、営業上の取引を行う場合には、取引条件及びその決定方法については、他の取引先と同様の条件によることとしています。当社は、親会社との間で締結する重要な契約については、法務部門による法務審査を行ったうえで、意思決定を行います。特に重要な契約については取締役会での承認を必須とし、親会社からの独立した意思決定の確保に努めています。なお、取締役会は、独立社外取締役5名を含む全取締役15名で構成され、現時点で独立社外取締役は全取締役の3分の1以上を占めています。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載したとおり、本海外事業分割は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当社は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、その取締役会において、本海外事業分割に関する諸条件について慎重に協議・検討し、更に上記「5. 本海外事業分割に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置」及び「(5) 利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、上記「5. 本海外事業分割に係る割当ての内容の根拠等」の「(5) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本海外事業分割及び本株式追加取得に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本海外事業分割及び本株式追加取得を行う旨の決定をすることが、当社の少数株主にとって不利益でないことを確認することを目的として、本特別委員会を設置し、本諮問事項について諮問いたしました。

その結果、本特別委員会から、2022年5月6日付で、大要以下のとおり答申書を受領いたしました。

① 答申の内容

- (a) 本海外事業分割及び本株式追加取得は当社の企業価値向上に資するものとして正当である。
- (b) 当社の少数株主の利益の保護の観点から、本海外事業分割及び本株式追加取得について、取引条件の妥当性及び交渉過程等の手続の公正性が確保されている。
- (c) 当社取締役会における本海外事業分割及び本株式追加取得についての決定が、当社の少数株主にとって不利益を生じさせるものであるとはいえない。
- (d) 前各項を踏まえると当社取締役会が本海外事業分割及び本株式追加取得の実行を決定することは合理的である。

② 答申の理由

(a) 本海外事業分割及び本株式追加取得の正当性

本特別委員会が、当社及び NTT, Inc. から説明を受けた、本海外事業分割及び本株式追加取得の意義・目的並びに本海外事業分割及び本株式追加取得により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容をまとめると、概要以下のとおりである。

ア 取引の背景

- 社会を取り巻く環境は日々大きく変化しており、企業経営においても、新しい価値創造をはじめとした経済価値向上に加えて、社会課題の解決や地球環境への貢献等が求められている。また、テクノロジーの進化を背景に、企業活動から人々の消費・生活スタイルまで、社会トレンドが大きく変化しており、各業界において事業成長のためのデジタル関連の投資が加速している。そうした背景の中、様々なモノや人がつながり、新たな価値提供を行う社会の実現に向けて動きはじめており、Edge to Cloud (注) といった Connectivity に関連した技術の重要性が高まっている。また、モノや人の行動などからセキュアに情報を収集し、それらを分析することによるデータドリブンな社会への期待も大きくなっている。
- 一方、IT マーケットを取り巻く競争環境についても変化してきており、様々なプレイヤーが社会・テクノロジーの変化に合わせてサービスラインアップを拡大してきた。
- これまで当社は、国内での堅調な事業拡大に加えて、海外においては M&A を活用し事業規模を拡大してきた。特に、海外事業については、デジタル対応力の強化と収益性改善を目的とした事業構造改革に取り組むことにより、一定の成果が出てきた。
- グローバルを展望した事業環境の変化を踏まえ、これからのお客さま事業の成長に貢献し、長きにわたり社会インフラを支える真の Trusted Global Innovator となるためには、NTT グループ連携を、もう一段加速し、更なる事業競争力の強化に取り組んでいく必要があると考えている。

(注) IoT 端末やスマートデバイス、その近くに設置されたサーバーでデータ処理・分析を行うエッジコンピューティングと、データを集中管理・処理するクラウドコンピューティングを組み合わせたアーキテクチャー

イ 取引の目的、狙い

- このたび、NTT グループにおいて、当社、NTT, Inc. 及び NTT Ltd. のそれぞれが事業運営を行ってきたビジネスユーザ向け海外事業を統合し、グループ一体で事業展開していく。
- これまで当社は、深い顧客理解と高度な技術力による“つくる力”で、様々な企業システムや業界インフラを支えてきたが、今回の統合により、NTT Ltd. のもつ“つなぐ力”と組み合わせることで提供価値を高めていく。
- 具体的には、当社の持つコンサルティング、アプリケーション開発を主としたシステムインテグレーション力（つくる力）と、NTT Ltd. が得意とするデータセンター、ネットワーク、マネージドサービスを主とした Edge to Cloud のサービスオペレーション力（つなぐ力）を組み合わせ、IT と Connectivity を融合したサービスを Total で提供する企業へ進化していく。
- Connectivity 領域を含むデジタルトランスフォーメーションに必要なサービスラインアップを一元的に整備し、複雑化・多様化するお客さまのニーズにグローバルレベルで対応していく。
- 加えて、NTT グループの海外事業に関する人財を結集することで、海外各地域における事業特性やお客さま特性に合わせた迅速な意思決定を実現し、今後の事業成長を支える強固なグローバルガバナンス体

制を構築していく。

- 中長期的には、あらゆるモノがセキュアにつながる IT と Connectivity を融合した Edge から Cloud までを含む総合的なマネージドサービスの提供を通じて、企業・業界の枠を超えた新たな社会プラットフォームや革新的なサービスの創出に取り組んでいくとともに、NTT の IOWN 技術を活用した革新的なサービスをグローバルで展開し、サステナブルな未来のしくみを創造できる企業をめざしていく。
- 本海外事業統合は、世界のお客さまに対する一元的な理解を促進させ、世界中のお客さまからより信頼されるブランドとなるとともに、事業競争力の強化による更なる成長と企業価値向上を実現するものと考えている。

ウ 具体的な取り組み

- 2022 年 10 月 1 日より、本海外事業統合に伴い、NTT, Inc.は海外事業会社として当社 55%、NTT45% の共同出資体制へと移行する予定である。共同出資とすることで、戦略面・実務面での連携を進め、海外事業の成長を実現していく。
- 具体的には、統一した事業戦略のもと、インフラからアプリケーションまでの End to End (注) のサービスを提供していく。NTT の研究開発の成果も活用し、Smart World や 5G 等の分野におけるビジネスを推進していくと同時に、中長期的には、IOWN 構想を中核とした環境価値、社会価値も提供可能な高度なサービスの実現に向けて取り組んでいく。
- 2023 年 7 月には、本国内事業分割により当社の持株会社の傘下に国内事業会社、海外事業会社を配置する事業運営体制に移行する計画である。
- 国内事業については、順調な事業成長により 1.5 兆円を超える事業規模になっており、また、多くのお客さまを抱えていることから、国内事業会社を中心に自律的な事業運営を推進していく。
- 新たな事業運営体制により、外部環境の変化及び地域マーケットに応じた迅速な意思決定、機動性の向上、柔軟な制度設計等を通じて、より一層のガバナンス強化を進めていく。持株会社はグループ全体最適の視点からの成長戦略の策定・遂行、経営管理等に特化し、グループ全体の企業価値向上に努める。
(注) アプリケーション開発から、ネットワーク・IT インフラの構築、システム運用まで、IT システムに必要なサービスを Total で提供すること

エ 小括

本特別委員会は上記事項の具体的な内容の確認に加えて、本海外事業分割及び本株式追加取得の実施に伴うリスクの程度や実現可能性、当社が海外事業会社の株主として享受し得る価値の見込み、本海外事業分割及び本株式追加取得による既存事業の強化や既存の経営資源を活用した企業価値向上の可能性等を当社及び NTT, Inc.に対するヒアリングによって確認した上で、詳細な検討を実施した。

その結果、本海外事業分割及び本株式追加取得の実行が、当社の事業競争力強化を実現可能にするという当社の判断内容に不合理な点は認められず、本海外事業分割及び本株式追加取得の意義・目的は正当であると判断するに至った。

(b) 本海外事業分割及び本株式追加取得の取引条件の妥当性及び交渉過程等の手続の公正性

ア 第三者算定機関による算定

- 本海外事業分割の対価である NTT, Inc.株式の割当比率（以下「本株式割当比率」という。）は、MUMSS から取得した株式割当比率算定書における類似企業比較分析による算定結果及び DCF 分析による算定結果の評価レンジの範囲内の比率となっている。さらに、山田コンサルから取得した株式割当比率算定書における類似企業比較法による算定結果及び DCF 法による算定結果の評価レンジの範囲内の比率となっている。
- さらに、本特別委員会は、山田コンサルから、本海外事業分割対価及び本株式追加取得価格が財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオンの提出を受けている。
- 本特別委員会は、MUMSS 及び山田コンサルから、それぞれに用いられた算定方法等について詳細な説明を受けるとともに、MUMSS 及び山田コンサルに対して評価手法の選択、類似企業の選定方法、割引率の算定根拠等並びに両社の算定結果の差異の理由及びその合理性に関する質疑応答を行った上で検討

した結果、いずれも一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。また、本特別委員会は、当社に対して、上記算定の基礎となる当社海外事業に係る事業計画及び当社による合理的な調整を加えた NTT, Inc.の事業計画に関する質疑応答を行った上で検討した結果、不合理な点は認められなかった。

イ 交渉過程等の手続の公正性

- 当社は、本海外事業分割及び本株式追加取得について検討するにあたっては、取引の関連当事者から独立した第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーとして MUMSS を、取引の関連当事者から独立した当社のリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所をそれぞれ選任した。さらに、当社の独立社外取締役 3 名からなる本特別委員会を設置した。その上で、当社は、MUMSS、長島・大野・常松法律事務所、中村・角田・松本法律事務所及び本特別委員会から助言・意見等を得ながら、当社の企業価値向上ひいては株主共同の利益の観点から、取引条件の妥当性及び取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討を行ってきた。
- 本特別委員会は、MUMSS、長島・大野・常松法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、当社の第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザー並びにリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けた。さらに、本特別委員会は、取引の関連当事者から独立した本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを、取引の関連当事者から独立した特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所をそれぞれ選任し、専門的助言を受けた。
- 当社は、取引条件に係る協議・交渉について、事前に本特別委員会にその方針を確認するとともに、本特別委員会に対してその経緯及び内容等につき都度報告した上で、本特別委員会からの重要な局面における意見・指示・要請を尊重してこれを実施しており、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を行っているとして評価することができる。
- 当社において本海外事業分割及び本株式追加取得を検討・交渉する役職員には、本海外事業分割及び本株式追加取得に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本海外事業分割及び本株式追加取得に係る協議、検討及び交渉の過程で、NTT その他の本海外事業分割及び本株式追加取得に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、当社の取締役のうち、有本武司氏は利益相反の疑いを回避する観点より、当社の立場において、当社における検討並びに NTT との協議及び交渉には一切参加していない。

ウ 小括

以上ア及びイに加え、本特別委員会が、本海外事業分割及び本株式追加取得に関して当社が NTT との間で締結する予定の契約の主要条件に関して、当社から説明を受け、その合理性について当社に対する質疑応答を行った上で検討した結果、不合理な点は認められなかったことも踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本海外事業分割及び本株式追加取得の取引条件は妥当であると判断するに至った。また上記イのとおり、本海外事業分割及び本株式追加取得においては適切な公正性担保措置が講じられており、手続は公正であると判断するに至った。

- (c) 当社取締役会における本海外事業分割及び本株式追加取得についての決定が当社の少数株主に不利益を生じさせるか並びに当社取締役会が本海外事業分割及び本株式追加取得の実行を決定することは合理的か
上記 (a) 及び (b) の事項を踏まえ、本特別委員会において慎重に検討した結果、本特別委員会は上記① (c) (d) に記載の意見を答申するに至った。

II. 本海外事業統合に伴う主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動が生じる経緯

筆頭株主である主要株主の異動の経緯については、上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「1. 取り組みの背景」及び「2. 取り組みの目的、狙い」をご参照ください。本現

物配当により NTT, Inc.が当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、新たに NTT が当社の主要株主である筆頭株主となる予定です。なお、本現物配当により NTT, Inc.が当社の親会社にも該当しないこととなる予定であり、その詳細については、本日付で当社が公表する「親会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 異動する株主の概要

(1) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主

NTT, Inc.の概要については、上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「6. 本海外事業分割の当事会社の概要」をご参照ください。

(2) 新たに主要株主である筆頭株主に該当する株主

(1) 名 称	日本電信電話株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 澤田 純
(4) 事 業 内 容	移動通信事業、地域通信事業、長距離・国際通信事業、データ通信事業及びその他の事業
(5) 資 本 金	937,950 百万円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主（NTT, Inc.）

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (2022年5月9日現在)	7,600,000 個 (760,000,000 株)	54.2%	第1位
異 動 後	—	—	—

(2) 新たに主要株主である筆頭株主に該当する株主（NTT）

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (2022年5月9日現在)	—	—	—
異 動 後	7,600,000 個 (760,000,000 株)	54.2%	第1位

(注) 議決権所有割合は、2021年9月30日現在の総議決権数（14,023,886 個）を基準に算出しており、小数点以下第二位を四捨五入しております。2021年12月31日現在の発行済株式総数は1,402,500,000 株です。

4. 異動予定年月日

2022年10月1日（予定）

5. 今後の見通し

上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「10. 今後の見通し」をご参照ください。

III. 子会社の異動について

1. 異動が生じる経緯

上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「1. 取り組みの背景」及び「2. 取り組みの目的、狙い」をご参照ください。本海外事業分割の対価として、当社が NTT, Inc.株式

3,315 株を取得することにより、NTT, Inc.及びその子会社が、新たに当社の子会社となる予定です。また、当社は、本海外事業分割の効力発生日において、本海外事業分割の効力発生を条件として、本株式追加取得により NTT が保有する NTT, Inc.株式 260 株を取得する予定です。なお、本海外事業分割により当社グループの海外事業に係る子会社株式が NTT, Inc.に承継されることとなりますが、上記のとおり当社が NTT, Inc.株式を取得するため、当社グループの海外事業に係る当該子会社は引き続き当社の子会社となります。

2. 異動する子会社の概要

新たに当社の子会社に該当することとなる NTT, Inc.の概要については、上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「6. 本海外事業分割の当事会社の概要」をご参照ください。なお、新たに当社の子会社に該当することとなる NTT, Inc.の各子会社の概要については記載を省略しております（NTT Ltd.の連結経営指標については、上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「6. 本海外事業分割の当事会社の概要」をご参照ください）。

3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(NTT, Inc.)

(1) 異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0%)
(2) 取得株式数	3,315株 (議決権の数：3,315個)
(3) 取得価額	本海外事業分割により NTT, Inc.が承継する権利義務の内容については上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「4. 本海外事業分割の要旨」の「(6) 承継会社が承継する権利義務」を、本海外事業分割に係る割当ての内容の算定根拠については上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「5. 本海外事業分割に係る割当ての内容の根拠等」をご参照ください。なお、子会社取得（本海外事業分割）に係るアドバイザー費用等は 2,800 百万円（概算）です。
(4) 異動後の所有株式数	3,315株 (議決権の数：3,315個) (議決権所有割合：51%)

(注) NTT, Inc.は、本海外事業分割に先立ち本株式分割を予定しており、取得株式数及び異動後の所有株式数は、本株式分割後の数値を基準に算出しております。また、本海外事業分割の効力発生後に本株式追加取得が実施される結果、本海外事業分割の効力発生日における当社の NTT, Inc.株式に係る所有株式数は 3,575 株（議決権の数：3,575 個、議決権所有割合：55%）となる予定です。なお、本株式追加取得に係る取得価額は、上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「5. 本海外事業分割に係る割当ての内容の根拠等」に記載の内容を踏まえ、総額 1,120 億円とする旨を合意しております。

4. 日程

上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「4. 本海外事業分割の要旨」の「(1) 本海外事業統合及び本海外事業分割の日程」をご参照ください。

5. 今後の見通し

上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「10. 今後の見通し」をご参照ください。

6. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「11. 支配株主との取引等に関する事項」の「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」をご参照ください。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「11. 支配株主との取引等に関する事項」の「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「11. 支配株主との取引等に関する事項」の「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照ください。

IV. 持株会社体制への移行について

1. 本持株会社化の目的及び効果

上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「1. 取り組みの背景」及び「2. 取り組みの目的、狙い」に記載のとおり、グローバルレベルでのデジタルトランスフォーメーションへの取り組み加速とお客さまのニーズの複雑化・多様化等を背景にした本海外事業統合を踏まえ、グループ経営体制の再構築を図り、外部環境の変化及び地域マーケットに応じた迅速な意思決定、機動性の向上、柔軟な制度設計等を通じてより一層のガバナンス強化を進めることが不可欠と判断し、本持株会社化を行います。

本持株会社化実施後において、当社は、持株会社としてグループ全体最適の視点からの成長戦略の策定・遂行、経営管理等に特化し、グループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

2. 本持株会社化の要旨

(1) 本国内事業分割の日程

国内事業分割準備会社の設立の承認に係る取締役会	2022年5月9日
国内事業分割準備会社の設立	2022年10月1日(予定)
吸収分割契約締結の承認に係る取締役会	2023年5月(予定)
吸収分割契約締結	2023年5月(予定)
吸収分割契約に係る株主総会決議	2023年6月(予定)
本国内事業分割の効力発生	2023年7月1日(予定)

(2) 本国内事業分割の方式

本国内事業分割は、当社を吸収分割会社とし、2022年10月1日に設立予定である当社の完全子会社である国内事業分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割による方法を予定しております。

(3) 本国内事業分割に係る割当ての内容

現時点では確定しておりません。

(4) 本国内事業分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(5) 本国内事業分割により増減する資本金

現時点では確定しておりません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本国内事業分割準備会社は、当社が国内事業に関して有する権利義務のうち、国内事業分割に係る今後締結予定の吸収分割契約に規定されるものを承継する予定です。

(7) 債務の履行の見込み

本国内事業分割の効力発生日以降において、国内事業分割準備会社が履行すべき債務について、その履行の見込みに問題がないものと判断しています。

3. 本国内事業分割の当事会社の概要

本国内事業分割の吸収分割会社である当社の概要については、上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「6. 本海外事業分割の当事会社の概要」をご参照ください。

本国内事業分割の吸収分割承継会社である国内事業分割会社の概要は、以下のとおりです。国内事業分割会社の詳細等については、今後決定次第、改めてお知らせします。

(1) 名 称	未定
(2) 所 在 地	未定
(3) 代表者の役職・氏名	未定
(4) 事 業 内 容	未定
(5) 資 本 金	未定
(6) 設 立 年 月 日	2022年10月1日(予定)
(7) 発 行 済 株 式 数	未定
(8) 決 算 期	未定
(9) 大株主及び持株比率	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 100%(予定)
(10) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社100%出資の完全子会社として設立予定です。
人 的 関 係	当社より取締役を派遣する予定です。
取 引 関 係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(注) 国内事業分割準備会社は、2022年10月1日に設立予定であるため、確定した最終事業年度はありません。

4. 分割する事業の概要

当社の国内事業に係る権利義務を承継することを予定しておりますが、現時点で詳細は確定しておりません。詳細については、本国内事業分割に係る吸収分割契約締結時までに決定し、決定次第、改めてお知らせします。

5. 本国内事業分割後の状況

現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

現時点では確定しておりません。

7. 今後の見通し

上記「I. 本海外事業統合に係る基本契約及び株主間契約の締結並びに本海外事業分割について」の「10. 今後の見通し」をご参照ください。

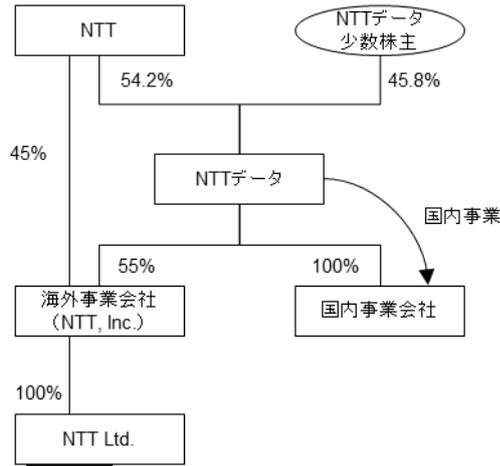
以 上

<添付資料 本取引のスキーム図>

<p>現状 (本日時点)</p>	<pre> graph TD NTT[NTT] -- 100% --> NTT_Inc[NTT, Inc.] NTT_Inc -- 54.2% --> NTT_Data[NTTデータ] NTT_Inc -- 100% --> NTT_Ltd[NTT Ltd.] NTT_Data --- NTT_Data_Minor[NTTデータ少数株主] NTT_Data_Minor --- NTT_Data_Minor_Percent[45.8%] NTT_Inc -- 100% --> Disruption[Disruption] NTT_Inc -- 100% --> Global_Sourcing[Global Sourcing] NTT_Inc -- 99.4% --> Venture_Capital[Venture Capital] </pre>
<p>①NTT, Inc.の保有するNTTデータ株式等をNTTへ移管</p>	<pre> graph TD NTT[NTT] -- 100% --> NTT_Inc[NTT, Inc.] NTT -- 100% --> NTT_Ltd[NTT Ltd.] NTT_Inc -- 54.2% --> NTT_Data[NTTデータ] NTT_Data --- NTT_Data_Minor[NTTデータ少数株主] NTT_Data_Minor --- NTT_Data_Minor_Percent[45.8%] NTT_Inc -- 100% --> Disruption[Disruption] NTT_Inc -- 100% --> Global_Sourcing[Global Sourcing] NTT_Inc -- 99.4% --> Venture_Capital[Venture Capital] </pre>
	<p>NTTデータとNTTとの海外事業の統合に係る本海外事業分割に先立ち、NTT, Inc.は基本契約に基づき、2022年10月1日（予定）を効力発生日として、その保有するNTTデータ普通株式（760,000,000株（2021年9月30日現在の総議決権数に対する議決権割合54.2%））の全てをNTTに現物配当（本現物配当）。また、本海外事業分割に先立ち、NTT, Inc.は基本契約に基づき、NTT Ltd.以外のNTT, Inc.が保有する子会社であるDisruptionの普通株式全て、Global Sourcingの普通株式全て、Venture Capitalの持分全てをNTTに移管。</p> <p>本現物配当の実施後、NTT, Inc.はNTTデータの親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、新たにNTTがNTTデータの主要株主である筆頭株主に該当。</p>

<p>②NTT, Inc.へのNTTデータ海外事業の吸収分割</p>	<pre> graph TD NTT[NTT] -- 54.2% --> NTTData[NTTデータ] Minority([NTTデータ少数株主]) -- 45.8% --> NTTData NTTData -- 海外事業 --> NTTInc[海外事業会社 (NTT, Inc.)] NTTData -- 51% --> NTTInc NTT -- 49% --> NTTInc NTTInc -- 100% --> NTTLtd[NTT Ltd.] </pre>
	<p>NTT データを吸収分割会社、NTT, Inc.を吸収分割承継会社とする吸収分割を実施。NTT, Inc.は、本海外事業分割の対価として、普通株式 3,315 株を発行し、当該 NTT, Inc.株式を NTT データに割当交付。その結果、本海外事業分割後の NTT, Inc.株式の保有比率は、NTT データが 51% (保有株式数 3,315 株)、NTT が 49% (保有株式数 3,185 株)。</p> <p>本海外事業分割の対価として、NTT データが 51%の NTT, Inc.株式を取得することにより、NTT, Inc.及びその子会社が、新たに NTT データの子会社となる。</p> <p>なお、本海外事業分割及び下記③記載の本株式追加取得に先立ち、NTT, Inc.はその普通株式 1 株を 49 株とする本株式分割を行う。</p>
<p>③NTTデータによるNTT保有のNTT, Inc.株式の追加取得</p>	<pre> graph TD NTT[NTT] -- 54.2% --> NTTData[NTTデータ] Minority([NTTデータ少数株主]) -- 45.8% --> NTTData NTT -- 現金譲渡 --> NTTData NTTData -- 海外事業会社株式 --> NTTInc[海外事業会社 (NTT, Inc.)] NTTData -- 55% --> NTTInc NTT -- 45% --> NTTInc NTTInc -- 100% --> NTTLtd[NTT Ltd.] </pre> <p>NTT データは、NTT が保有する NTT, Inc.株式 260 株を、総額 1,120 億円にて追加取得。その結果、本海外事業分割の効力発生日 (2022 年 10 月 1 日 (予定)) における NTT, Inc.株式の保有比率は、NTT データが 55% (保有株式数 3,575 株)、NTT が 45% (保有株式数 2,925 株)。</p>

④NTT
データ国内事業の
吸収分割
(持株会
社化)



NTTデータの国内事業の会社分割による持株会社体制への移行を目的に、NTTデータの完全子会社として国内事業分割準備会社を2022年10月1日(予定)付で設立。2023年7月1日(予定)を目途にNTTデータ国内事業について、国内事業分割準備会社への吸収分割によって承継し、NTTデータは持株会社体制へ移行。

本海外事業統合及び
本持株会社化後

